

令和5年12月5日	資料 2
第1回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

日本の健診（検診）制度の概要

全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

（乳幼児等）
妊娠・出産後1年・
小学校就学前

母子保健法

【対象者】 1歳6か月児、3歳児

【実施主体】 市町村 **<義務>**

※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童生徒等

学校保健安全法

【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診断については小学校入学前の者

【実施主体】 学校（幼稚園から大学まで） **<義務>**

被保険者・被扶養者

うち労働者

その他

医療保険各法

（健康保険法、国民健康保険法等）

【対象者】 被保険者・被扶養者
【実施主体】 保険者 **<努力義務>**

労働安全衛生法

【対象者】 常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり

【実施主体】 事業者 **<義務>**

※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

健康増進法

【対象者】 住民
（生活保護受給者等を含む）

【実施主体】 市町村 **<努力義務>**

【種類】

- ・歯周疾患検診
- ・骨粗鬆症検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・がん検診
（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）
- ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導

特定健診

高齢者医療確保法

【対象者】 加入者
【実施主体】 保険者 **<義務>**

高齢者医療確保法

【対象者】 被保険者
【実施主体】 後期高齢者医療広域連合 **<努力義務>**

39歳

40歳
74歳

75歳

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が**任意**で実施や助成を行っている。

労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の項目と関係する疾患等

労働安全衛生法では、業務が原因で、労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐため、事業者に対し、常時使用する労働者を対象に、年1回、健康診断を実施することを罰則付きで義務付けている（費用は全額事業者負担。労働者にも受診義務あり）。

健診項目	健診の目的(関係する疾患等) 「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）より作成	規定された時期
既往歴及び業務歴の調査	適確な疾病情報等の把握、増悪防止 等	昭和47年
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	適確な疾病情報等の把握、増悪防止 等	昭和47年
身長、体重、腹囲の検査	・脳・心臓疾患の危険因子の1つ 等	昭和47年 (腹囲のみ平成19年)
視力の検査	・視機能の評価 ・業務起因性の視力障害・視機能変化の早期把握	昭和47年
聴力の検査	・聴機能の評価 ・業務起因性の聴力障害・聴機能変化の早期把握	昭和47年
胸部エックス線検査及び喀痰検査	・呼吸器疾患等の一般的なスクリーニング、結核感染の把握 ・結核感染の早期把握	昭和47年
血圧の測定	虚血性心疾患、脳血管疾患の危険因子の1つ、血圧の状態の若年からの定期的把握 等	昭和47年
貧血検査	高齢期に増加する貧血、食行動の偏りによる貧血の把握 等	平成元年
肝機能検査	肝機能障害の早期把握、増悪防止 等	平成元年
血中脂質検査	虚血性心疾患、脳血管疾患等のハイリスク者スクリーニング 等	平成元年
血糖検査	脳・心臓疾患の危険因子の1つ 等	平成10年
尿検査	・脳・心臓疾患の危険因子の1つ ・腎不全の把握 等	昭和47年
心電図検査	意識消失を伴う不整脈、虚血性心疾患、高血圧に伴う心臓の異常等の把握 等	平成元年

※健診の項目は労働安全衛生法に基づく省令で規定されており、専門家による検討を行った上で、公労使からなる労働政策審議会における答申を得て、省令改正を行っている。

労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断項目の変遷

	昭和47年（1972）年労働省令	平成元（1989）年労働省令	平成10年（1998）年労働省令	平成19（2007）年厚生労働省令
項目	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査	既往歴及び業務歴の調査
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、視力及び聴力の検査	身長、体重、 腹囲 、視力及び聴力の検査
	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査	胸部エックス線検査及び喀痰検査
	血圧の測定	血圧の測定	血圧の測定	血圧の測定
		貧血検査(Hb、RBC)	貧血検査(Hb、RBC)	貧血検査(Hb、RBC)
		肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
		血中脂質検査(TC、TG)	血中脂質検査(TC、 HDL 、TG)	血中脂質検査(LDL 、HDL、TG)
			血糖検査	血糖検査
		尿中の糖及び蛋白の有無の検査	尿検査(糖、蛋白の有無)	尿検査(糖、蛋白の有無)
		心電図検査	心電図検査	心電図検査
改正の背景	結核等の感染症をできる限り早期に発見することに加え、感染症以外の健康管理を目的として定期的な健康診断の実施が義務づけられた。（昭和47年9月18日基発第91号より）	高齢化社会の著しい進展等により脳血管疾患等の成人病を有する労働者が増加したことから、労働者一人一人に着目した疾病の予防・早期発見のための項目を充実化。（平成元年8月22日基発第462号より）	高齢化の進展等により脳・心臓疾患等につながる所見を有する労働者が増加したことから、当該疾患に関連して必要な項目を充実化。（平成10年6月24日基発第396号より）	脳・心臓疾患に関連する項目について新たな医学的知見（当該疾患と腹囲との関連性の報告、LDLが単独で当該疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子になる等）が得られたため。（平成20年1月21日基発第0121001号より）

※上記改正の他、平成28年には「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目の妥当性について検討を行っている。

定期健康診断等の目的、項目の要件

労使及び専門家等による「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）では、定期健康診断等の目的、項目の要件等について、次のように結論している。

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。
- また、労働安全衛生法においては、定期健康診断等の実施、異常所見者への医師等の意見を勘案した時短などの就業上の措置が事業者の義務、保健指導の実施が事業者の努力義務とされていることなどを踏まえると、**定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要**である。

※なお、労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている。

労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置の概要

(健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)

健康診断の実施 → 健康診断を行った医師の判定 (異常なし、**要観察、要医療等**)

異常所見者

異常所見への医師の意見

(産業医又は労働者の健康管理等を行うに必要な医学に関する知識を有する医師が適当)

- ・ 労働時間等の情報及び職場巡視の機会の提供
- ・ 必要に応じた労働者との面接

- ・ 就業区分の意見 (通常勤務、就業制限 (就業場所の変更等)、要休業)
- ・ 作業環境管理・作業管理に関する意見

任意の再検査・
精密検査

任意の
結果の提出

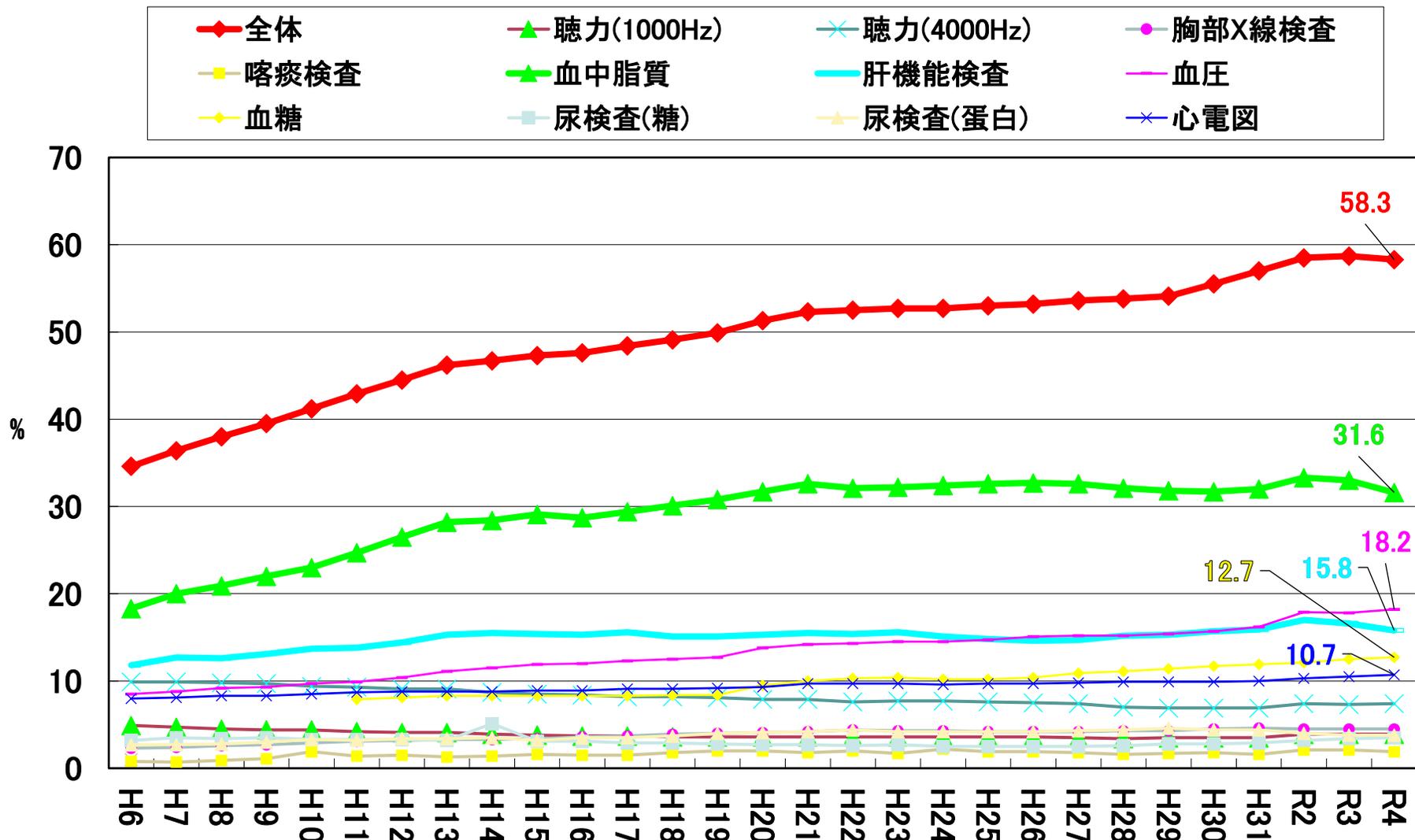
労働者からの意見聴取

事業者による就業上の措置 (就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置) の決定

健康診断結果は、労働安全衛生法第66条の8に基づく長時間労働者に対する面接指導を行う際の脳・心臓疾患のリスク評価としても活用されている。

労働者の健康を取り巻く近年の状況について

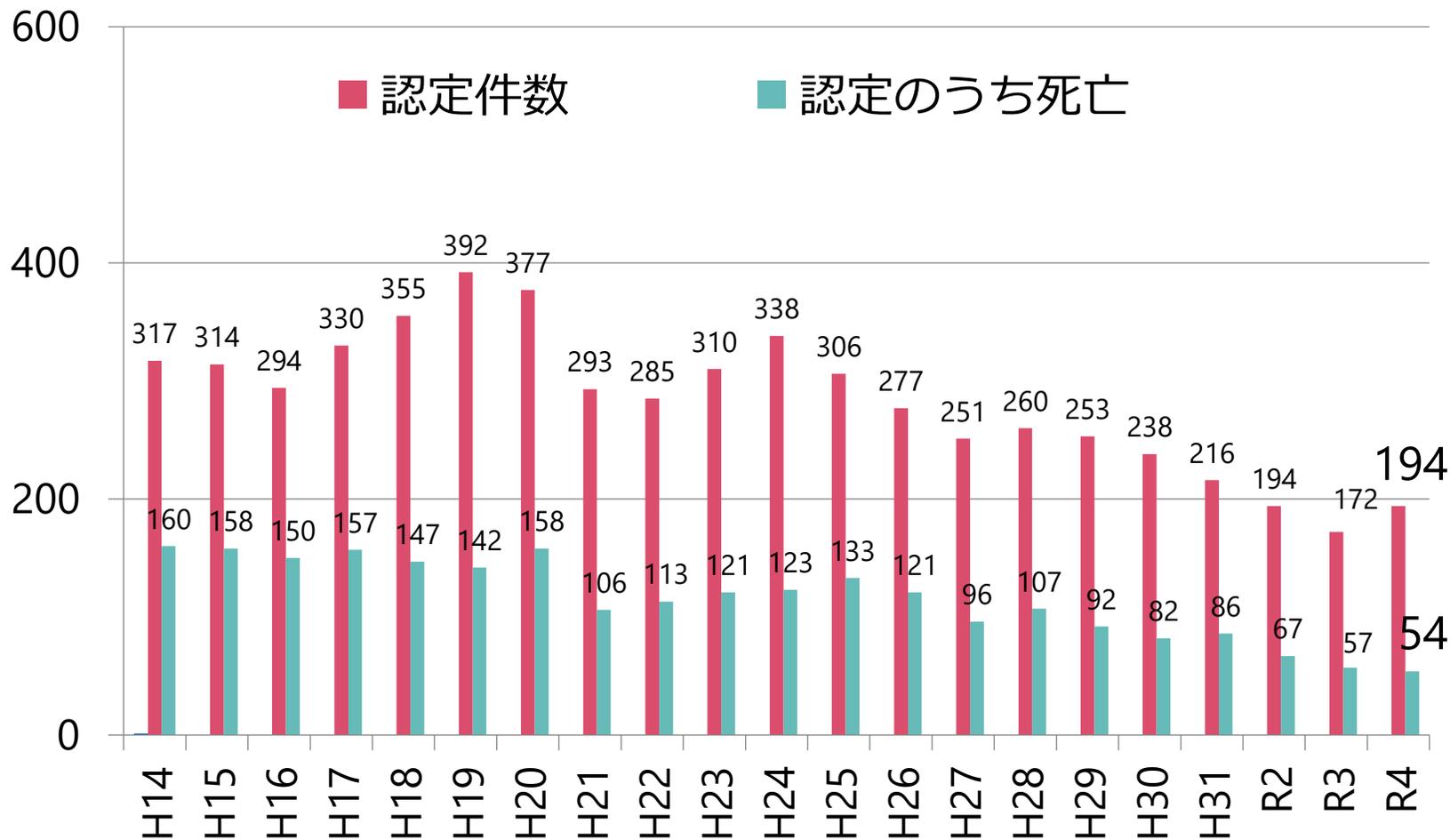
一般定期健康診断における有所見率の推移



(出典：定期健康診断実施結果)

労働者の健康を取り巻く近年の状況について

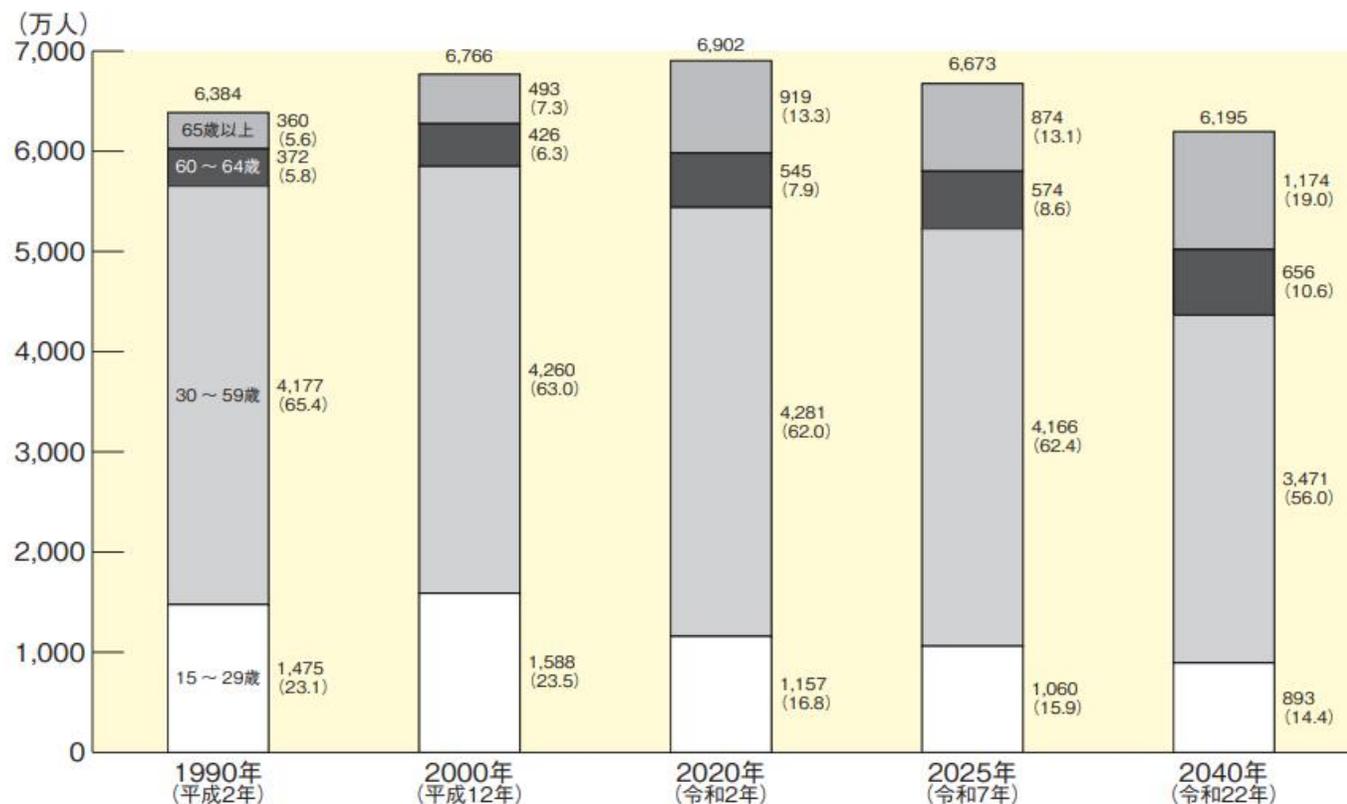
脳・心臓疾患の労災補償状況



(出典: 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

労働者の健康を取り巻く近年の状況について

労働力人口の推移：60歳以上の占める割合が増加してきている



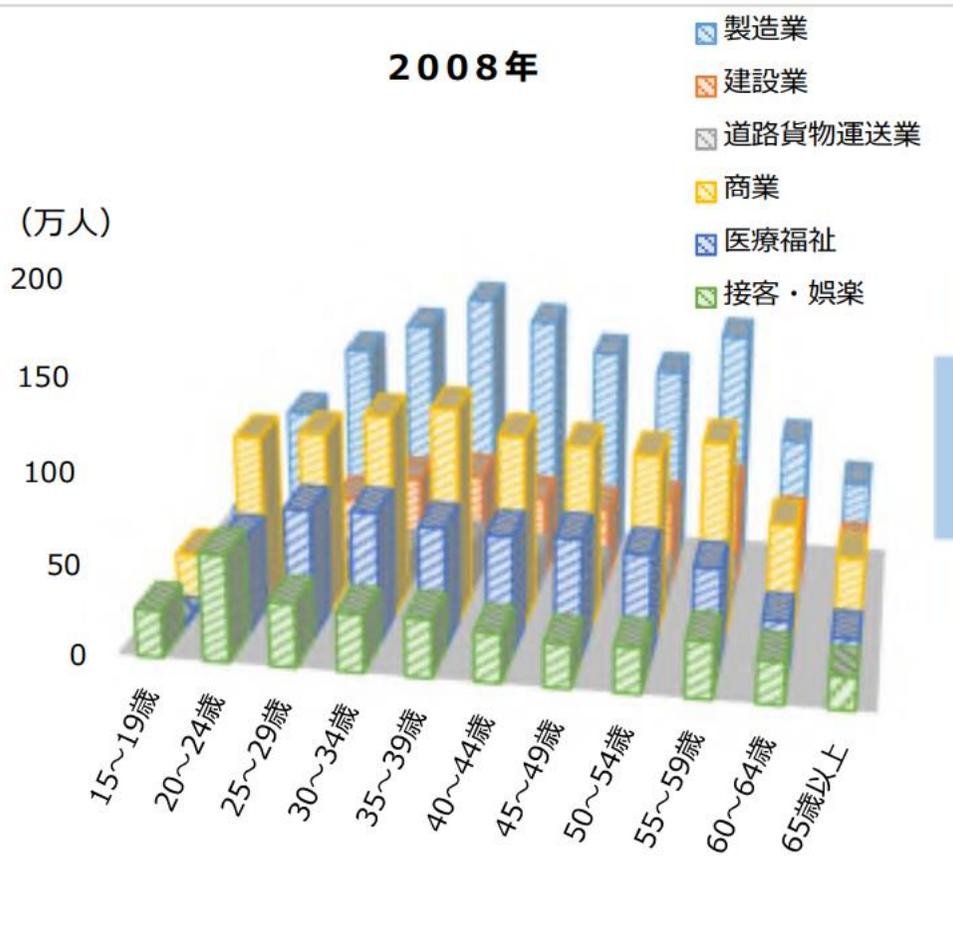
資料：1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年は（独）労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計—労働力需給モデル（2018年度版）による将来推計—」。

(注) 1. ()内は構成比

2. 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。
3. 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が進むケース（各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むシナリオ）。
4. 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているのでご留意されたい。

労働者の健康を取り巻く近年の状況について

業種と年齢で見た就業状況の変化：60歳以上の割合が増加してきている

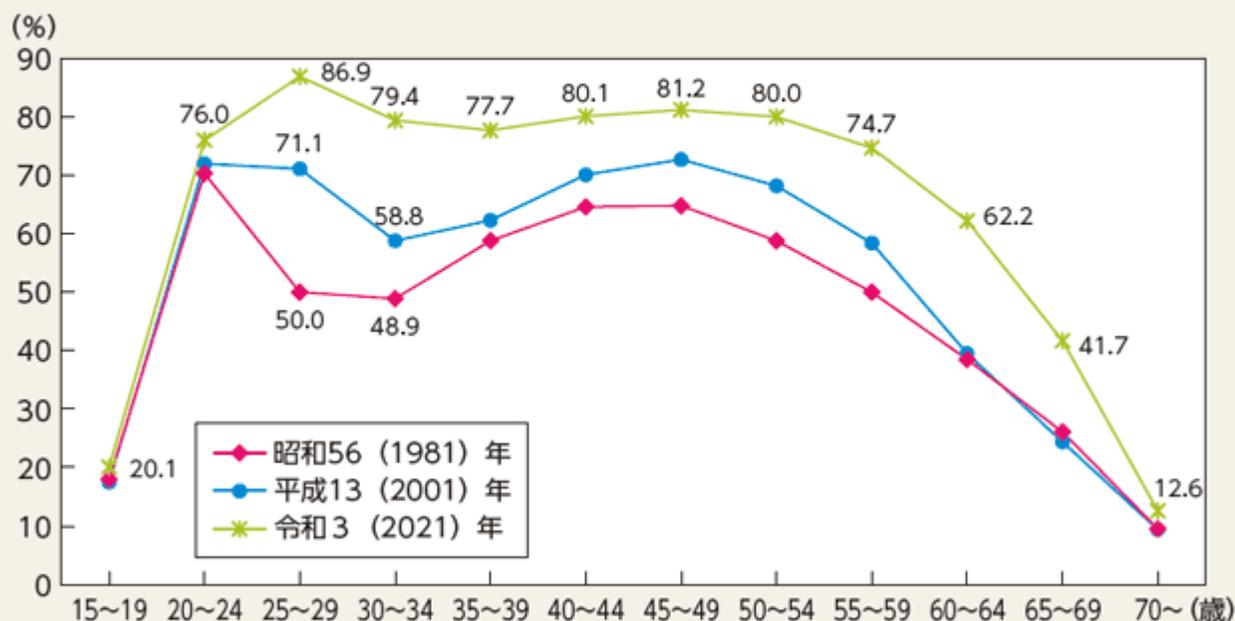


資料出所：労働力調査（総務省）年齢別雇用者数（役員を含む）

労働者の健康を取り巻く近年の状況について

女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の推移

○女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）について昭和56（1981）年からの変化を見ると、昭和56（1981）年は25～29歳（50.0%）及び30～34歳（48.9%）を底とするM字カーブを描いていたが、令和3（2021）年では25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。

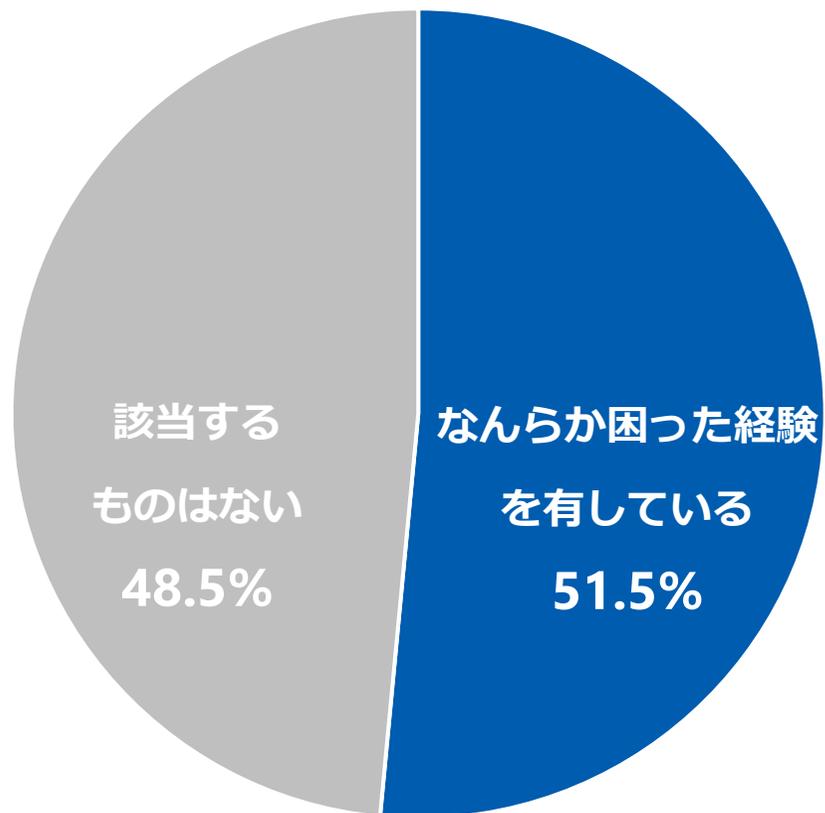


(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」 / 「15歳以上人口」 × 100。

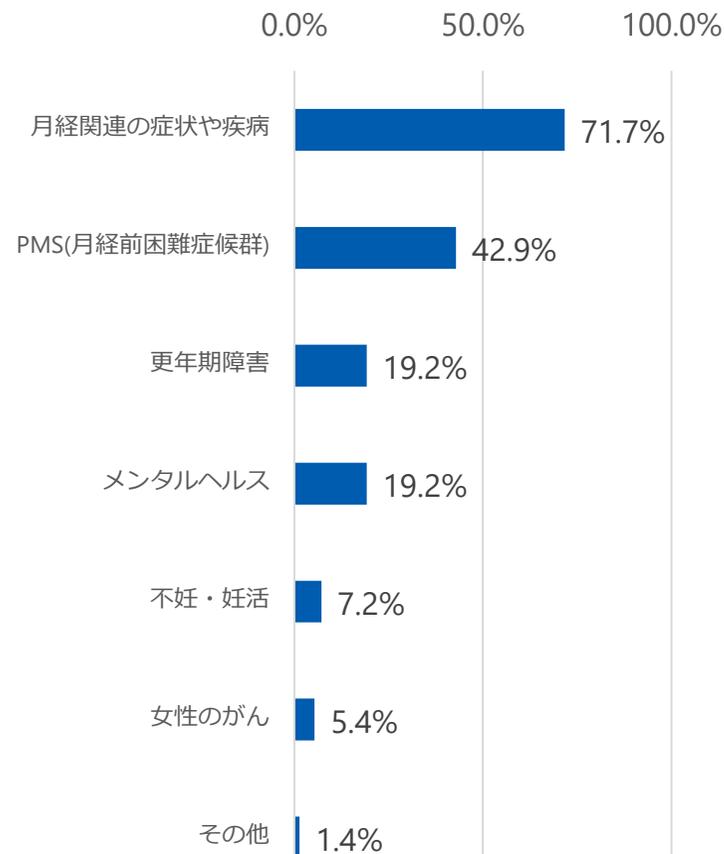
労働者の健康を取り巻く近年の状況について

女性の健康課題により職場で困った経験の有無



n=2,400

「働く女性の健康推進に関する実態調査2018」経済産業省をもとに作成



(複数回答)

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（女性活躍）

女性版骨太の方針2023⁹⁶に基づき、L字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標⁹⁷の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成⁹⁸、地域のニーズに応じた取組の推進⁹⁹、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性の割合向上に向け、女子中高生の同分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。DV対策、性犯罪・性暴力対策¹⁰⁰、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律¹⁰¹の円滑な施行、**事業主健診の充実**、フェムテックの利活用やナショナルセンター機能の構築を含めた女性の健康支援、W P S¹⁰²等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する。

⁹⁶「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

⁹⁷2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを旨とする。

⁹⁸「女性デジタル人材育成プラン」（令和4年4月26日男女共同参画会議決定）の実行を含む。

⁹⁹独立行政法人国立女性教育会館について、男女共同参画センターへの支援機能の強化等に向け、2024年通常国会への関連法案の提出を目指す。

¹⁰⁰教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び改正児童福祉法に基づく対策を含む。

¹⁰¹令和4年法律第52号。

¹⁰²女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security）。2000年10月31日、国際連合安全保障理事会（安保理）は、国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付けた女性・平和・安全保障に関する決議第1325号（S/RES/1325(2000)）を全会一致で採択している。

（関連する政府方針等）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（5）生涯にわたる健康への支援

②事業主健診の充実等による女性の就業継続等の支援

女性の就業率が上昇する中、仕事と女性の健康課題等（月経関連症状、医学的に妊娠・出産に適した年齢など妊娠・出産に関すること、更年期症状等）との両立が課題となっている。

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、健やかで充実した毎日を送り、安心して安全に働けるよう、**事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加するとともに、産業保健体制の充実を図る。**（略）

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

II 実施事項

3. 個別分野の取組

＜医療・介護・感染症対策分野＞

（4）働き方の変化への対応・運営の合理化

法定健康診断項目の合理化等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	法定健康診断項目の合理化等	<p>a 厚生労働省は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき労働者の健康の保持増進のための措置として事業者が労働者に対して行うこととされている定期健康診断（以下「事業主健診」という。）について、各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と併せて就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものとして妥当性のある検査項目を設定する必要があると考えられることから、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、結論を得る。</p> <p>b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づき実施する就業上の措置及び保健指導（以下「事後措置」という。）について、小規模の事業場を中心にその実施が低調であるとの指摘があることを踏まえ、産業医の選任義務のない小規模事業場等の事業者による健診の結果を踏まえた適切な事後措置の推進のため、異常所見者については、医師等から意見を聴取し当該意見を勘案して就業上の措置を講ずること又は保健指導の実施に努める必要があることを周知徹底する。</p>	<p>a：令和5年度検討開始、令和6年度結論</p> <p>b：令和5年度上期措置</p>	厚生労働省